

山鹿市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月18日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市規則第8号

山鹿市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

山鹿市介護保険条例施行規則（平成17年山鹿市規則第114号）の一部を次のように改正する。

様式第7号中「かかる」を「係る」に改め、「及び主治医意見書」の次に「、山鹿市が提供を受けた介護サービス計画及び介護予防サービス計画並びに居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人が取得した心身の状況等の情報」を加え、「、地域密着型介護老人福祉施設」を削り、「若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した」を「、地域密着型サービス事業者、介護保険施設、介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者の関係人、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者、主治医意見書に係る」に改め、「提示する」の次に「（地域支援事業として介護情報基盤経由で電子的に行う場合を含む。）」を加える。

様式第8号中「（情報提供書や身体障害者申請診断書の写し等を添付して頂いても結構です。）」を削る。

様式第9号中「及び主治医意見書」の次に「、山鹿市が提供を受けた介護サービス計画及び介護予防サービス計画並びに居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人が取得した心身の状況等の情報」を加え、「、地域密着型介護老人福祉施設」を削り、「若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した」を「、地域密着型サービス事業者、介護保険施設、介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者の関係人、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者、主治医意見書に係る」に改め、「提示する」の次に「（地域支援事業として介護情報基盤経由で電子的に行う場合を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。